



2021年7月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 チ ェ ン ジ
 代表者名 代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
 (コード番号：3962 東証第一部)
 問合せ先 取締役兼執行役員CFO 山田 裕
 (TEL. 03-6435-7347)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2021年8月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます。）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものであります。

なお、本定款変更の効力は、本臨時株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます。）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものとしたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時にこれを招集する。 (新設) | (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時にこれを招集する。 <u>2</u> 当社は、株主総会を場所の定めのない株主 |

| |
|--------------|
| 総会とすることができる。 |
|--------------|

3. 日程

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2021年8月26日 |
| 定款変更の効力発生予定日 | 2021年8月26日又は当社が本確認を得た日のいずれか遅い日 |

以上